

山県市立美山中学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義 <【いじめ防止対策推進法】H25.9.28 施行>

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」
⇒「いじめをしない！させない！許さない！」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」＝「見ようとしなければ、見えない！」

(3) 学校の基本理念

- ・生徒の心身の安全・安心を最優先に、未然防止、早期発見・早期対応で生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」は「温かな学級・学校づくり」。
- ・「いじめ解消」の定義を踏まえ、いじめ解消に向け、継続して十分な注意を払い、保護者と連携を図りながら見届ける。

※「いじめ解消」の定義

少なくとも次の2つの要件が満たされていること

○いじめにかかる行為が少なくとも3か月以上止んでいること

○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人、保護者との面談を通じて確認する）

- ・いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。
- ・保護者、地域との連携の下、地域ぐるみで生徒を守り育てる体制を作る。

2 いじめの防止のための取組

(1) いじめの未然防止

○魅力ある学級・学校づくり

- ・「分かる授業」＝「学力」をつける教科指導を推進する。【生徒が活躍する授業「一人学び」「学び合い」】
- ・よさを認め合う学級経営・教科経営を推進する。【「所属感・安心感・自信」の実感・体感】
- ・学級や生徒会の自治的活動等を拡充する。【4本柱「授業・礼節・合唱・掃除」を中核に】

○生徒主体でいじめ防止に取り組む活動

- ・生徒会活動、ピア・リーダー活動並びに、学年や学級母体の活動によって、全校生徒一人一人がいじめ防止に対する意識がもてるような活動を促し、全校に展開することを支える。
- ・「岐阜県内市町村教育長によるいじめ対策の連携強化（令和3年3月）」に則り、「いじめ防止強化週間」等を位置づけ、いじめ防止の取組強化に努める。

○生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・心に響く豊かな体験活動・道徳教育～地域ぐるみで「ふるさと学習」を推進する。
【宿泊研修・体育大会・合唱発表会の学校行事 等】
- ・差別や偏見を許さず、思いやりの心を育む人権教育を推進する。
【「仲間を思いやる心」「正義を貫き通す心」を大切にした指導 ひびきあいの日の取り組み】

○全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・生徒に自己有用感・自己決定の場を与える活動【「一人一役」「よさの価値づけ」】
- ・共感的な人間関係を育成する。

【帰りの会の充実 授業終末の相互評価 生徒が企画運営する学校行事】

- ・キャリア教育の充実を推進する。【将来への夢を持たせる指導】
- ・美山中スタンダードの徹底のため継続した指導を行い、安定した学習環境を構築する。
- ・不合理な同調圧力を生み出さないよう、多様な価値観を認め合う力を育てる。
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ・生徒会、保護者や地域の方も交えた情報モラル教育等についての研修をくり返し行う。
- ・生徒会、PTA組織や地域との連携により、自主的な規制を設ける。

(2) いじめの早期発見

- アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実
- ・日常的な声かけ・心のアンケート（記名式・無記名式）二者懇談を実施する。
- ・年間3回の県いじめ調査等実施 「いじめ未然防止・対策委員会」で対策を検討する。
- ・日常的に情報を交換する。スクールカウンセラーや相談員の協力体制を整備する。
- 教育相談の充実
- ・受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、早期に対応できるよう迅速に事実把握を行う。学校内外の関係者による組織的な対応に努め、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- いじめ対応担当教師を位置づけ、いじめの未然防止・早期発見・即時対応・組織的対応を主導することで、いじめに対する適切な対応を推進する。

(3) いじめへの対処

- 速やかな情報共有・事実確認
- ・学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに管理職およびいじめ対応担当教師等に必ず報告し、対策委員会を招集。情報を共有とともに、ただちにいじめを止めさせ、いじめを受けた生徒を守る。
- ・情報共有を行った後は、念入りな聞き取りを行い、速やかに事実関係を明らかにする。
- ・事実を受け、指導内容を明らかにし、いじめた本人や必要に応じて周りの生徒の指導を行う。
- ・いじめを受けた生徒を徹底して守り通す構えで指導にあたり、いじめが止んだ後も見守りを行う。
- 保護者との連携 ～いじめの事実が確認された際～
- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、保護者の理解や協力を十分に得て、生徒の今後に向けた前向きな協力関係を築く。
- ・いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させ、相手が安心して生活できるよういじめられた側への謝罪の指導を親身になって行う。
- 関係機関等との連携
- ・必要に応じて市教育委員会や警察、市役所関係各課、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会等との連携を図る。

(4) いじめの防止等の対策のための組織

- ・法22条に基づき、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。
＜常設＞校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導対策対応教師、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭 等
- ＜いじめ発生時＞市教育委員会と連携＞保護者代表、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会委員、市教委、医師、弁護士 警察官経験者等外部専門家等

(5) いじめ防止等のための年間計画

- ・基本方針の説明…4月 職員会 PTA 総会 4月 学校運営協議会
- ・職員研修会…毎回職員会で事例研修 毎週の情報交流 夏季休業中の特別研修

- ・アンケート調査…県のアンケート（12月） 県調査 「心のアンケート(毎月1回)」
アセス：学校適応感尺度（6月頃・11月頃）
- ・教育相談週間の実施…「心のアンケート」実施後に生徒と学級担任との二者懇談
- ・「未然防止・対策委員会」…事案に合わせて随時
- ・生徒会事業「生徒会行事、ひびきあいの日で温かい人間関係づくり」（12月）、「いじめを見逃さない日・防止強化週間」等（7月）いじめ防止サミット（5月・2月）
- ・PTA研修会（家庭教育学級）…いじめや情報モラルについての研修

(6) いじめ防止等のための取組に係る学校評価の評価項目

- ・実態把握及び措置を適切に行うため、次の2点を評価項目に加える。
 - ・いじめの未然防止・早期発見の取組に関すること。
 - ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 重大事態への対処

- ・いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた又は生じる疑いがある」「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認めるときは、以下の対応を行う。
〔学校の主な対応〕
- ・重大事態であると判断した場合は、市教育委員会へ報告し、「事実関係を明確にする調査」（いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする調査）を実施する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生命、身体又は財産に重大な被害の恐れがあるときは、警察署に通報し、対応を依頼する。

4 保護者の役割

学校は、PTAと連携し、保護者に対して、以下のような役割を果たすよう、働きかけを行う。

- ・日頃から子どもとの対話を心掛け、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり学校に相談したりしながら、子どもへの支援に努める。
- ・いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを説明し、十分理解させるように努める。
- ・いじめが疑われるような情報を得たときは、安易に判断しない。同時に子どもにも無関心な立場をとらせるのではなく、深刻ないじめに陥らないよう止める勇気をもつことや学校に相談することなどを助言するよう努める。
- ・いじめが疑われるような場面を見たときは、その場で一声掛けるように努めるとともに、学校へ情報提供するように心掛ける。
- ・子どもが加害生徒となった場合は、保護者としての責任の取り方を子どもに示すよいチャンスととらえ、被害生徒と保護者に謝罪するとともに、帰宅後には改めて子どもに事の重大さを諭すことに心掛ける。
- ・子どもがいじめを受けた場合は、学校と相談しながら、子どもの心に寄り添い、問題を乗り越えられるように支援する。
- ・日頃から、スマートフォン等の正しい使用について親子で話し合いをもち、ネット上の誹謗・中傷などを絶対しないよう、家庭での約束作りに努める。

5 資料の保管

資料の保管期限は以下の通りとする。

- ・アンケートの質問票の原本等…当該生徒の在籍期間中
- ・アンケートや聴取の結果を記録した文書及び調査報告書等…5年